**公共下水道使用の手引き**

**（　工場・事業場用　）**

**川　西　市**

は　じ　め　に

　公共下水道は、私たちの生活環境を清潔で快適なものにしてくれるとともに、河川や海の水質を保全するためのなくてはならない施設です。しかし、工場や事業場から有害な物質等を含んだ悪質な下水がそのまま排出されると、下水管を損傷したり下水処理場の機能を著しく低下させるなど悪影響を及ぼし、私たちの生活が脅かされることになります。

　工場や事業場が悪質な下水を排除しようとする場合には、一定の基準値以下に処理してから下水道へ排除しなければなりません。この手引きは、特定事業場及びその他の工場や事業場の皆さんが公共下水道を使用する場合に必要な水質基準や届出内容などについて概要を説明したものです。

1. 特定施設と特定事業場

特定施設とは、人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質や生活環境に係る被害を生

じるおそれがある物質を含んだ汚水や廃液を排出する施設で、「水質汚濁防止法施行令別表第１」に掲げられているものや、ダイオキシン類を発生しこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で、「ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第２」に掲げられているものをいいます。

　また、特定施設を設置している工場や事業場を特定事業場といいます。

　特定事業場とその他の工場や事業場とでは届出書類や排水規制が違いますので、皆さんの工場や事業場がどちらに該当するかよく調べてください。

1. 水質基準

工場や事業場が公共下水道へ下水を排除する場合は、一定の基準値（別表参照）以下にしなければ流すことはできません。

（１）下水の排除の制限による規制（下水道法第１２条の２及び下水道条例第８条の２）

特定事業場の事業主が、①カドミウムやシアンなど人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質を含む下水を排除する場合やダイオキシン類を発生しこれを含む汚水若しくは廃液を排出する場合　②事業場からの排水が日量５０㎥以上あり、フェノール類や銅又は生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）など生活環境に被害を生じるおそれのある物質等を含む下水を排除する場合は、水質基準に違反すると直ちに罰則（懲役又は罰金）（下水道法第４６条）がかかることになります。

　また、水質基準を超えるおそれがあると認められる場合には、下水の処理方法等の改善又は下水道への排除の一時停止（下水道法第３７条の２）を命じられることがあります。

（２）除害施設設置等による規制（下水道法第１２条、第１２条の２及び下水道条例第９条）

　上記の「下水の排除の制限による規制」を受ける者を除き、水質基準を超える下水を排除する場合には、水質基準以下にするよう除害施設を設置するなどの必要な措置をしなければなりません。

　この規定に違反すると、下水の水質の改善又は下水道への排除の一時停止を命じられることがあります。（下水道法第３８条第１項により第４５条）

1. 必要な届出

（１）公共下水道使用開始（変更）の届出（下水道法第１１条の２）

下記の条件に該当する方が下水道を使用しようとする場合は、あらかじめ届出をする必要があります。また、排水量や水質を変更しようとするときも同様とします。

1. 特定施設の設置者の場合。

○「様式第５」による「公共下水道使用開始届」

1. 排除する汚水の量が最も多い日で、１日５０㎥以上ある場合又は汚水の量に関係なく「公共下水道使用開始（変更）届を要する水質」に該当する水質の下水を継続して排除する場合。

○「様式第４」による「公共下水道使用開始（変更）届」

③　届出た内容について変更しようとする場合。

○「様式第４」による「公共下水道使用開始（変更）届」

（２）特定施設の設置等に関する届出

　特定施設の設置等に関する主な届出には、次のようなものがあります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 届出を必要とする場合 | 届出の期間 | 様　　式 |
| １ | 特定施設を設置しようとする場合  (下水道法第１２条の３第１項) | 設置の60日前  まで | 特定施設設置届出書  (様式第６) |
| ２ | ある施設が新しく特定施設となった際、現にその施設を設置（設置工事をしている場合を含む）している場合  (下水道法第１２条の３第２項) | 特定施設になった日から30日  以内 | 特定施設使用届出書  (様式第７) |
| ３ | 特定施設を設置している工場が公共下水道を使用することになったとき  (下水道法第１２条の３第３項) | 使用開始より  30日以内 | 特定施設使用届出書  (様式第７) |
| ４ | 上記の届出を行った特定施設の構造、使用の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更しようとする場合  (下水道法第１２条の４) | 変更の60日前  まで | 特定施設の構造等変更届出書  (様式第８) |
| ５ | 上記１～３の届出後、氏名、名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名、工場又は事業場の名称、所在地を変更した場合  (下水道法第１２条の７) | 変更した日から30日以内 | 氏名変更等届出書  (様式第10) |
| ６ | 上記１～３の届出を行った特定施設の使用を廃止したとき  (下水道法第１２条の７) | 廃止した日から30日以内 | 特定施設使用廃止届出書  (様式第11) |
| ７ | 上記１～３の届出を行った特定施設を届出た者から譲り受け、借り受け、相続合併によって承継した場合  (下水道法第１２条の８) | 承継した日から30日以内 | 承継届出書  (様式第12) |

（３）除害施設の設置等に関する届出

　特定事業場や特定施設を設置していない工場や事業場の事業主が除害施設を設置する場合の主な届出には、次のようなものがあります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 届出を必要とする事項 | 届出の期間 | 様　　式 |
| １ | 除害施設を設置する又は当該施設を変更する場合  (川西市下水道条例第４条、条例施行規程第３条) | 工事着手前まで | 除害施設設置計画書 |
| ２ | 除害施設を設置している事業場が公共下水道を使用しようとするとき  (川西市下水道条例第１１条第１項) | 使用開始前まで | 悪質下水排除(開始､変更､休止､廃止､再開)承認申請書 |
| ３ | 上記２の届出後、届出に係る悪質下水の量又は水質を変更しようとするとき  (川西市下水道条例第１１条第２項) | あらかじめ | 悪質下水排除(開始､変更､休止､廃止､再開)承認申請書 |
| ４ | 上記２の届出後、申請者(使用者)の氏名、名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名に変更があったとき  (川西市下水道条例第１２条第１項) | 変更があった日から遅帯なく | 公共下水道使用者変更届 |
| ５ | 上記２の届出を行った除害施設の使用を休止、廃止又は再開しようとするとき  (川西市下水道条例第１１条第２項) | あらかじめ | 悪質下水排除(開始､変更､休止､廃止､再開)承認申請書 |

1. 手続の流れ

工場や事業場からの排水を公共下水道に接続する場合は、排水設備等工事計画確認申請書の提出と特定施設や除害施設設置に関する届出の両方を行わなければなりません。排水設備工事は川西市下水道排水設備指定工事店で行ってください。

手続きの流れについては、下記（１）から（８）の条件により別紙を参照してください。

（１）新たに工場・事業場（以下、「事業場」という。）からの排水を公共下水道に接続する場合

排除する下水が排除基準に適合しない（除害施設を設置する必要がある）下水で特定事業場の場合

別紙「(１)－①」

排除する下水が排除基準に適合しない（除害施設を設置する必要がある）下水で非特定事業場の場合

別紙「(１)－②」

1日最大排水量が50㎥以上で特定事業場の場合

別紙「(１)－③」

1日最大排水量が50㎥以上で非特定事業場の場合

別紙「(１)－④」

上記以外の特定事業場の場合

別紙「(１)－⑤」

上記以外の非特定事業場の場合

別紙「(１)－⑥」

（２）公共下水道に接続している事業場に設置している施設が新たに特定施設に指定された場合

別紙「(２)」

（３）公共用水域に排出している特定事業場からの排水を公共下水道に接続替えする場合

別紙「(３)」

（４）公共下水道に接続している特定事業場で届出を行った事項について変更する場合

工事を伴う特定施設の構造、使用方法、排出される汚水の処理方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統の変更の場合

別紙「(４)－①」

工事を伴わない特定施設の構造、使用方法、排出される汚水の処理方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統の変更の場合

別紙「(４)－②」

申請者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名、事業場の名称、所在地を変更する場合

別紙「(４)－③」

（５）公共下水道に接続している非特定事業場で届出を行った事項について変更する場合

工事を伴う変更の場合

別紙「(５)－①」

工事を伴わない変更の場合

別紙「(５)－②」

申請者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名の変更の場合

別紙「(５)－③」

（６）公共下水道に接続している特定事業場で届出を行った特定施設について地位を継承した場合

別紙「(６)」

（７）公共下水道に接続している特定事業場で届出を行った特定施設について廃止した場合

別紙「(７）」

（８）公共下水道に接続している非特定事業場で届出を行った除害施設について休止・廃止・再開しようとする場合 別紙「(８）」

1. その他

（１）立入検査

公共下水道管理者は、下水道の施設を守り、下水処理場からの放流水の水質を適正に保つために、下水道を使用している工場や事業場に対して、排水設備、特定施設、除害施設、その他の物件の立入検査を行うことができます。

（２）罰　　則

　次の違反事項に対しては、懲罰などが科せられますので注意してください。

1. 排除基準を超えた下水を流し、下水の排除の制限規定に違反した場合。
2. 公共下水道管理者の計画変更命令、施設の改善命令、下水の排除の停止命令などに違反した場合。
3. 下水道の使用開始（変更）の届出を怠り、また、虚偽の届出をした場合。
4. 特定施設の設置などの届出や除害施設の設置などの届出を怠り、または虚偽の届出をした場合及びこれらの届出にかかわる工事の実施制限規定に違反した場合。
5. 水質を測定・記録する義務及び報告の義務に違反した場合。

６．除害施設設置に係る書類提出対象事業場について

下記に該当する事業場は、除害施設設置に係る書類を提出する必要があります。

カドミウム及びその化合物

シアン化合物

有機燐化合物

鉛及びその化合物

六価クロム化合物

砒素及びその化合物

水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

アルキル水銀化合物

ポリ塩化ビフェニル

トリクロロエチレン

テトラクロロエチレン

ジクロロメタン

四塩化炭素

1,2-ジクロロエタン

1,1-ジクロロエチレン

シス-1,2-ジクロロエチレン

1,1,1-トリクロロエタン

1,1,2-トリクロロエタン

1,3-ジクロロプロペン

チウラム

シマジン

チオベンカルブ

ベンゼン

セレン及びその化合物

ほう素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

1,4-ジオキサン

ダイオキシン類

上記を公共下水道に排除する事業場

フェノール類

銅及びその化合物

亜鉛及びその化合物

鉄及びその化合物（溶解性）

マンガン及びその化合物（溶解性）

クロム及びその化合物

温度

水素イオン濃度

ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量・動植物油脂類含有量）

沃素消費量

生物化学的酸素要求量

浮遊物質量

色又は臭気

上記を公共下水道に排除する事業場で、1日当たりの平均的排出量が30m3/日以上の事業場

提出書類

〇工事着工前・・・・除害施設設置計画書

〇悪質下水排除開始前・・・・悪質下水排除（開始､変更､休止､廃止､再開）承認申請書

水質試験表

〇水質測定等記録の報告を必要とする場合・・・・除害施設維持管理報告書

水質測定記録表

水質管理責任者選任等届出書

水質改善報告書他

７．新たに事業場からの排水を公共下水道に接続する場合のフロー図

排除する下水が排除基準に適合しない（除害施設を設置する必要がある）下水で

除害施設設置に係る書類提出対象事業場ですか？

いいえ

いいえ

いいえ

は　い

いいえ

は　い

いいえ

は　い

特定施設がありますか？

特定施設がありますか？

1日最大排水量が50m3以上ですか？

特定施設がありますか？

別紙

「(１)－①」

は　い

は　い

別紙

「(１)－⑥」

別紙

「(１)－⑤」

別紙

「(１)－④」

別紙

「(１)－③」

別紙

「(１)－②」

別紙

「(１)－①」

|  |
| --- |
| 特定施設や除害施設の届出及び水質基準に関する詳細については、下記にお問い合わせください。  **川西市上下水道局　給排水設備課**  **ＴＥＬ　０７２－７４０－１２２１** |